

社会福祉法人なりた福社会

役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人なりた福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程での役員とは、法人の理事及び監事をいう。。

- (1) 常勤役員とは、役員のうち、専ら役員の業務を行うために週3日以上かつ週24時間以上勤務するものをいう。また、常勤理事のうち、理事は常勤理事、常勤監事という。
- (2) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤以外のものをいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれているものをいう。
- (4) 報酬とは、定款第8条及び第21条に定める額とする。
- (5) 費用とは、職務随行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいう。また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬を支給しない。ただし、正規の勤務時間以外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬額の決定)

第4条 この法人の全理事、監事の報酬は、年間35万以内とする。

- 2 この法人の全評議員の報酬は、年間35万以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事長及び業務執行理事（以下「理事長等」という。）並びに理事長等以外の理事（以下「その他理事」という。）が理事会に参加したときには、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、常勤理事に対しては、出席報酬は支給しない。

- 2 評議員が評議員会に出席したときには、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が別表1の費用弁償の額を超える場合は、その実費とする。

(理事長等の勤務報酬等)

- 第6条 理事長が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。
- 2 業務執行理事が理事会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。
ただし、その他理事のうち職員としての立場を有する者に対しては、報酬を支給しない。
 - 3 その他理事が理事会出席以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。
ただし、その他理事のうち職員としての立場を有する者に対しては、報酬を支給しない。
 - 4 交通費の実費が別表2の費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

- 第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときには、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。
- 2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立ち合及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合には、別表2により報酬及び実費弁償を支払うことができる。
 - 3 交通費の実費が別表2の費用弁償の額を超える場合は、その実費とする。

(費用弁償の支給)

- 第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。
- 2 常勤役員は、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の通勤費支給基準に準ずる。
 - 3 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により出張旅費等を支給することができる。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員職務証跡)

第10条 役員は、法人職務証跡として、業務報告書の作成に協力するものとする。

(報酬及び費用弁償の支給日)

第11条 常勤役員の報酬は毎月20日に支払うものとする。尚、支給日が金融機関の定休日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬並びに費用弁償は、業務にあたった都度遅滞なく支給するものとする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第12条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第13条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第15条 この規程について必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

別表

別表 1		(出席報酬日額)	
種 別	区 分	報 酬	費用弁償
理事会出席報酬等	理事長	5,000円	5,000円
	業務執行理事	5,000円	5,000円
	その他理事	5,000円	5,000円
	監事	5,000円	5,000円
	評議員	5,000円	5,000円
評議員会出席報酬等	理事長	5,000円	5,000円
	業務執行理事	5,000円	5,000円
	その他理事	5,000円	5,000円
	監事	5,000円	5,000円
別表 2		(勤務報酬等)	
種別・区分		報 酬	費用弁償
理事長業務報酬等	(非常勤・日額)	5,000円	5,000円
理事長業務報酬等	(常勤・日額)		
業務執行理事業務報酬等	(非常勤・日額)	5,000円	5,000円
業務執行理事業務報酬等	(常勤・日額)		
理事業務報酬等	(非常勤・日額)	5,000円	5,000円
監事監査指導報酬等	(非常勤・日額)	10,000円	5,000円
監事監査指導報酬等	(常勤・日額)		
別表 3		(旅費等)	
旅 費		その他	
交通費	宿泊費		

